

## 重度の下痢

英語名 : severe diarrhea

### A. 患者の皆様へ



ここでご紹介している副作用は、まれなもので、必ず起こるというものではありません。ただ、副作用は気づかずに放置していると重くなり健康に影響を及ぼすことがあるので、早めに「気づいて」対処することが大切です。そこで、より安全な治療を行なう上でも、本マニュアルを参考に、患者さんご自身、またはご家族に副作用の黄色信号として「副作用の初期症状」があることを知っていただき、気づいたら医師あるいは薬剤師に連絡してください。

下痢とは通常よりも水分が多い便や、形のない便が、頻回に排出される状態をいいます。下痢はさまざまな原因によって起こりますが、薬が原因となって起こる場合もあります。薬による下痢は、服用後すぐに起こる急性的な下痢と、服用後1～2ヶ月経過してから起こる遅発性の下痢がありますが、一般には薬を使用し始めて1～2週間以内に起こることが多いといえます。

さまざまな薬が予期しない下痢を起こすことがありますが、一時的なものがある一方で、放置すると重症化するものもあります。なかでも、抗がん剤、抗菌薬、免疫抑制薬や一部の消化器用薬は重度の下痢を引き起こすことがあるので、注意が必要です。

何らかの薬を服用していて、次のような症状が継続して起こる場合、または指示された「下痢止め」を服用しても症状が改善しない場合には、放置せずに、ただちに医師又は薬剤師に連絡して下さい。

「便が泥状か、完全に水のようにになっている」、「便意切迫またはしぶり腹がある」、「さしこむような激しい腹痛がある」、「トイレから離れられないほど頻回に下痢をする」、「便に粘液状のものが混じっている」、「便に血液が混じっている」など

## 1. 薬剤による重度の下痢とは？

薬剤性の下痢とは、治療のために用いた薬によって腸の粘膜が炎症を起こす、粘膜に傷がつく、腸管の動きが激しくなる、腸内細菌のバランスを著しく変化させることなどが原因になって引き起こされる下痢を言います。

下痢は、異常に水分の多い便や、形のない便が頻度を増して排出される状態を言います。下痢の持続期間が2週間以内なら急性、2～4週間なら持続性、4週間を超える場合は慢性と定義されます。急性下痢症の90%以上は感染症が原因ですが、感染症でない場合の原因のうち最も多いのは薬の副作用によるものです。一方、慢性下痢症の原因のほとんどは非感染性であり、さまざまな原因の中には薬が誘引になっている場合があります。

原因になる医薬品はたくさんありますが、重度の下痢を起こす代表的なものとして抗がん剤（イリノテカン、シタラビン、メトトレキサート、フルオロウラシルなど）、抗菌薬（ペニシリン系、セフェム系など）、免疫抑制薬、一部の消化器用薬（プロトンポンプ阻害薬、ミソプロストール）、痛風発作予防薬（コルヒチン）などがあります。

薬の種類にもよりますが、一般に投与開始後1～2週間以内に多くは発症します。しかし、抗がん剤では、投与中あるいは直後から24時間以内に発症する早発性の下痢と、投与開始後数日から10日くらい経ってから起こる遅発性の下痢があります。また、複数の抗がん剤の組み合わせ方によっては、重度の下痢が起こりやすくなる場合があります。

高齢者、腎機能や肝機能障害者、体が弱っている時などにはこれらの副作用が起こりやすいので注意が必要です。

## 2. 早期発見と早期対応のポイント

薬による治療を受けている間に、「便が泥状か、完全に水のように  
なっている」、「便意切迫またはしぶり腹がある」、「さしこむよう  
な激しい腹痛がある」、「トイレから離れられないほど頻回に下痢を  
する」、「便に粘液状のものが混じっている」、「便に血液が混じっ  
ている」などの症状が継続する場合、薬による下痢の可能性を疑う必  
要があります。放置せずに医師、薬剤師に連絡をしてください。

受診する際には、使用中の薬（内服、わかる場合は注射も）の種  
類と量、使用し始めてからの期間、症状の種類や程度と持続期間な  
どを医師に知らせてください。

下痢が継続すると脱水症状を起こします。水分を多めにとるよう  
にしてください。重度の下痢を放置しておく、体液のバランスが  
くずれ、口が渇き、尿の量が減り、重症になると脈が速く、血圧が  
低下するなどの全身症状があらわれ、さらに進むと意識が混濁する  
（いつもと反応が違う、無気力など）などの重篤な症状を呈するよ  
うになります。とくに、高齢者や乳幼児・小児では危険です。すみ  
やかに受診する必要があります。



※ 医薬品の販売名、添付文書の内容等を知りたい時は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構医薬品医療機器情報提供ホームページの「添付文書情報」から検索することができます。[\(http://www.info.pmda.go.jp/\)](http://www.info.pmda.go.jp/)

また、薬の副作用により被害を受けた方への救済制度については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構のホームページの「健康被害救済制度」に掲載されています。[\(http://www.pmda.go.jp/\)](http://www.pmda.go.jp/)